# 保育所保育指針の改定及びその中間とりまとめ(案)に関する意見

村松 幹子

今回の保育所保育指針の改定及びその「中間とりまとめ(案)」に反映すべき 事項は以下のとおりです。以下の点を十分に反映し、明記することが必要と考 えます。※「中間とりまとめ(案)」の項目に沿っての意見

### 1 乳児・3歳未満児の保育に関する記載の充実

- (1) 乳児保育においても「教育」があること。
- (2) 主体性を育て、尊重することの重要性。
- (3) 自己肯定感を育てることの重要性。
- (4) 生命の保持や生活リズム・生活習慣の確立の必要性等の養護的視点の記述を充実させ、保護者と共通の認識のもと、子育て支援を行うこと。

# 2 保育所における幼児教育の積極的な位置づけ

- (1) 子どもの育って欲しい姿。
- (2) 各保育所の子どもの育ちに関する記録様式を活用するなどし、個別的な計画を3歳以上児についても作成し、その内容を「保育所児童保育要録」に記載し、小学校との円滑な接続に資するべきこと。

# 3 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し

- (1)食育は、保育士と調理員・栄養士等職員全体が連携・協働して行う保育 であること。
- (2) 時代とともに移り変わる健康上の留意点(予防接種、SIDS、食物アレルギー、離乳食、PM2.5等)に関する情報。

#### 4 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性

- (1)解説書に、子どもの貧困や児童虐待などに関して、各種専門機関との具体的な連携・協働の方策やソーシャルワーク支援の方策。
- (2) 保護者の自己決定を促し、尊重する姿勢。

#### 5 職員の資質・専門性の向上

- (1)解説書に、保育士が遵守すべきものとして全国保育士会が策定した「全国保育士会倫理綱領」を記載。
- (2)保育に携わる者が、子どもの権利侵害を行わないよう留意するべきこと。
- (3)保育の質の向上を図るため、研修機会が確保されなければならないこと。

#### 6 その他(全体の構成等について)

- (1) 専門性を有する保育士が、教育的意図を持って保育を行っており、保育所には教育があること。
- (2) 保育所保育指針における「保育課程」は、幼稚園教育要領における「教育課程」、および幼保連携型認定こども園教育・保育要領における「全体的な計画」と同類のものであること。
- (3) なお、「保育課程」については、幼稚園教育要領の見直し内容を踏まえ、同類であること。
- (4) 保育士以外の資格を有する者が保育に関わる状況を踏まえ、保育士の役割、施設長の役割。